

## 誓約書

私は、「令和3年度えひめ版応援金(第3弾)」を申請するにあたり、下記の内容について、誓約します。

私は、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、申請書類に記載された情報を国、愛媛県、警察、税務機関に提供することについて同意します。

## 記

## 1 当該申請に関して

- (1) 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、応援金の返還及び加算金の支払いに応じるとともに、事業者名等の情報を公表されることに同意します。
- (2) 本応援金を感染対策の強化や事業活動の維持・継続に資する取組みに活用します。
- (3) 令和3年8月から9月までの営業時間短縮要請の対象となった事業者ではありません。
- (4) 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の令和3年10月から12月分までを申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しません。本日以降に当該機関に係る月次支援金を受給した場合は、応援金を返還します。
- (5) 事業復活支援金を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しません。本日以降に当該機関にかかる事業復活支援金を受給した場合は、応援金を返還します。
- (6) 愛媛県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (7) 県が県税等の収納状況を閲覧することに同意します。
- (8) 愛媛県、各自治体等の感染対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めます。

## 2 暴力団排除に関して

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、応援金の給付の申請から応援金の受領後においても、下記のいずれにも該当しません。

- (ア) 法人等(個人、法人又は団体等をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関与を有しているとき。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

名称又は屋号:

代表者役職・氏名:

※すべてにチェックがない場合、受付できませんのでご注意ください。